

告 示

埼玉県告示第二百五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和五年埼玉県告示第九十号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動及び移出を禁止する区域について、次のとおり解除する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

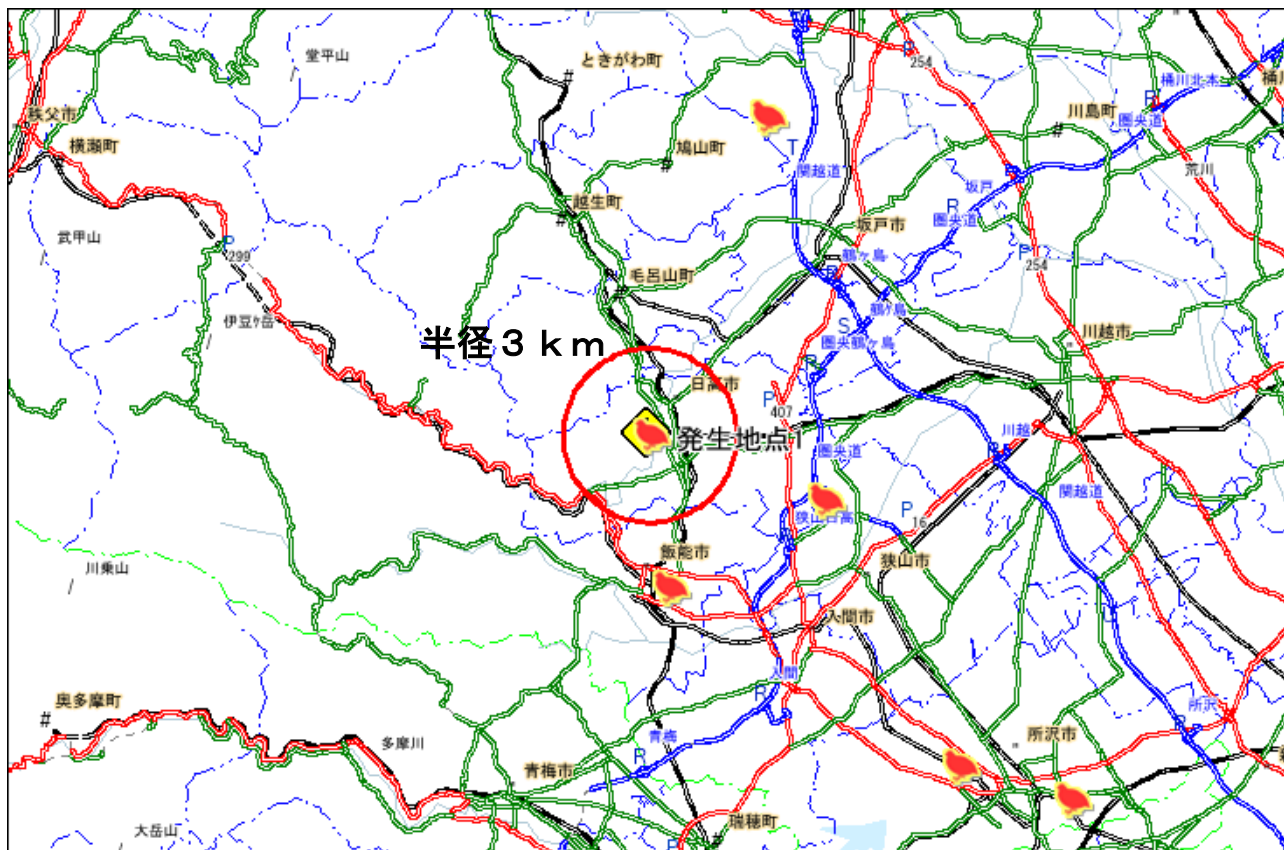
二 禁止を解除する日

令和五年二月二十四日

三 禁止を解除する区域

別図のとおり（農場を中心とする半径三キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない旨を指示した区域）

別図



■移動制限区域は、発生農場から半径 3 km 以内の区域